

試験の達人×合格コーチ 対談シリーズ

具体⇄抽象

第7回

を变幻自在に操って

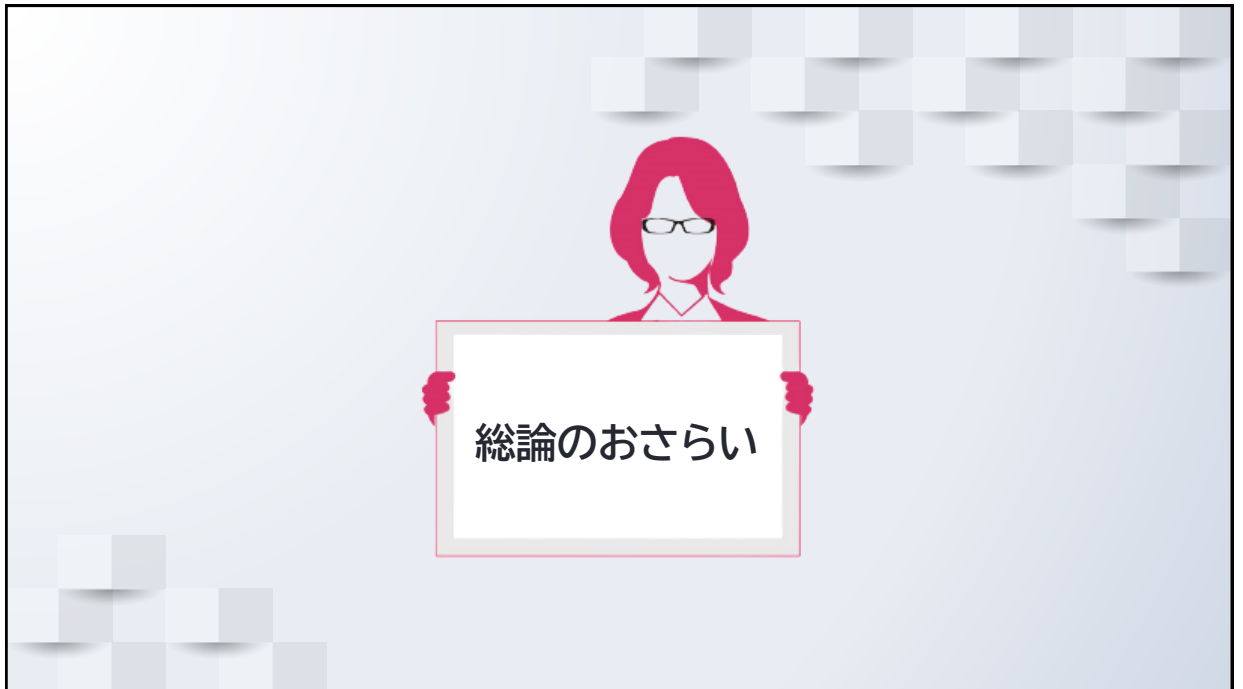
サクッと解答

～民法⑤～



リーダース総合研究所

1



2

☞ 総論編のおさらい①

受験勉強における基本知識の操縦法を2つの視点から把握し、具体⇔抽象を必要とする意義を理解する

① (使える化) 具体⇒抽象

総論①

(市販の) テキストや問題集は数多く存在するが、資格試験においてそれらの教材を使ってどのように基本知識(=使える知識)を習得すべきかについて理解する

⇒ 最初に使える知識の作られ方(=受験指導校のノウハウ)を把握した上で、試験合格に必要なとなる基本知識を記憶

② (解ける化) 抽象⇒具体

総論②

試験問題を解くに際し、記憶した基本知識をどのように操って問題(特に具体的事例問題)を解くべきかについて理解する

⇒ 問題文中の(隠された)テーマ・論点を検索し、当該テーマ等に関連する知識を脳内から正確かつ迅速に引き出して解答

3

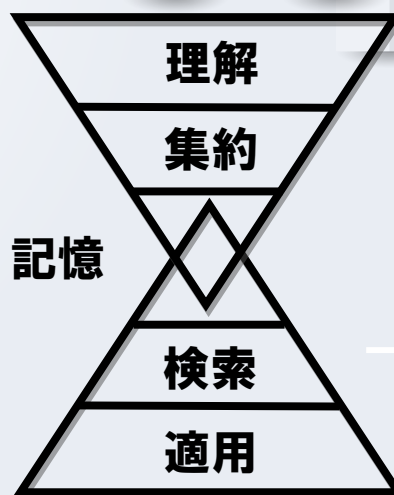
☞ 総論編のおさらい②

総論①
で扱う

使える化

解ける化

総論②
で扱う



具体

帰納法

抽象

演繹法

具体

4



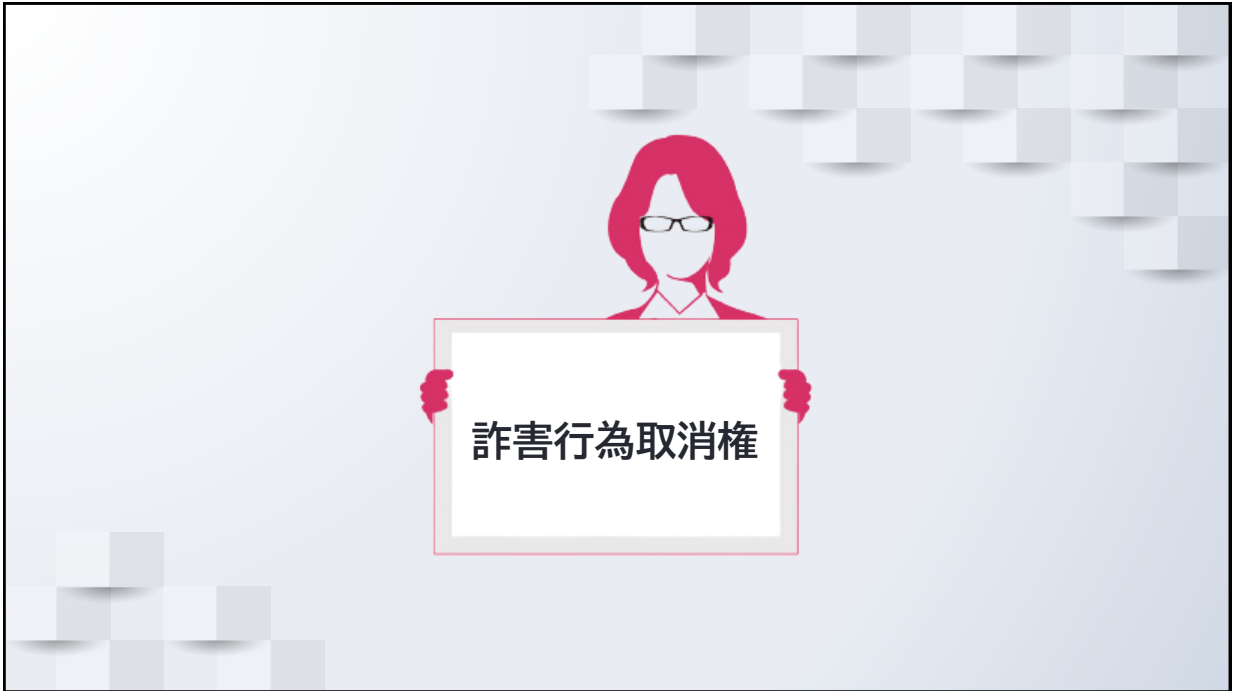
5

👉 出題傾向① (債権総論)

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度		
債務不履行			●	●		<div style="border: 2px dashed red; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 債権法改正 による出題 空白期間 </div>			●	●	●		
債権者代位権				●					●	○			
詐害行為取消権	●	○		●									
連帯債務					●								●
保証		●											
債権譲渡・債務引受		●			○					●	○		
弁済・相殺		●	●						●				●

● : 行政書士試験 (択一式問題) ○ : 行政書士試験 (記述式試験)

6



👉 詐害行為取消権① - 1 (条文・判例別出題状況)

(受益者に対する要件) - 最判昭49.9.20

27-01
行政書士試験
平成25年

Q 相続放棄は、責任財産を積極的に減少させる行為ではなく、消極的にその増加を妨げる行為にすぎず、また、相続放棄は、身分行為であるから、他人の意思によって強制されるべきではないので、詐害行為取消権行使の対象とならない。

☛ ○ (最判昭49.9.20)

27-02
司法試験
平成23年

Q 相続人の債権者は、相続人が無資力であるにもかかわらず相続放棄をした場合には、詐害行為取消権を行使することができる。

☛ × (最判昭49.9.20)

(受益者に対する要件) - 最判平11.6.11

27-03
司法書士試験
平成20年

Q 共同相続人の中で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権の行使の対象とすることができる。

☛ ○ (最判平11.6.11)

27-04
司法試験
平成18年

Q 共同相続人の中で成立した遺産分割協議は、詐害行為取消権行使の対象となり得る。

☛ ○ (最判平11.6.11)

27-05
行政書士試験
平成25年

Q 遺産分割協議は、共同相続人の中で相続財産の帰属を確定させる行為であるが、相続人の意思を尊重すべき身分行為であり、詐害行為取消権の対象となる財産権を目的とする法律行為にはあたらない。

☛ × (最判平11.6.11)

(受益者に対する要件) - 最判平12.3.9

27-06
行政書士試験
平成25年

Q 離婚における財産分与は、身分行為にともなうものではあるが、財産権を目的とする法律行為であるから、財産分与が配偶者の生活維持のためやむをえないと認められるなど特段の事情がない限り、詐害行為取消権の対象となる。

☛ × (最判平12.3.9)

27-07
司法試験
平成19年

Q 離婚に伴う財産分与は詐害行為取消権行使の対象となることはないが、離婚に伴う慰謝料支払の合意は詐害行為取消権行使の対象となることがある。

☛ × (最判平12.3.9)

27-08
司法試験
平成26年

Q 債務超過の状態にある者が離婚に伴う財産分与として配偶者に金銭の給付をする旨の合意は、その額が財産分与として不相当に過大で、財産分与に仮託された財産処分と認められる事情がある場合、不相当に過大な部分について、その限度において詐害行為として取り消すことができる。

☛ ○ (最判平12.3.9)

👉 詐害行為取消権①－2 (条文・判例別出題状況)

(受益者に対する要件)－最判昭36.7.19

27-09 行政書士試験 平成28年	<p>Q 甲不動産がAからB、AからCに二重に譲渡され、Cが先に登記を備えた場合には、AからCへの甲不動産の譲渡によりAが無資力になったときでも、Bは、AからCへの譲渡を詐害行為として取り消すことはできない。</p> <p>☒ × (最大判昭36.7.19)</p>
27-10 司法書士試験 平成30年	<p>Q 特定物の引渡請求権の債務者が当該特定物を処分することにより無資力となった場合には、当該引渡請求権が金銭債権に転じていなかったとしても、当該引渡請求権の債権者は、当該処分について詐害行為取消権を行使することができる。</p> <p>☒ × (最大判昭36.7.19)</p>

(受益者に対する要件)－最判昭55.1.24

27-11 司法試験 平成19年	<p>Q 債務者と受益者との間の不動産売買契約が債権者の債権発生前にされた場合であっても、その所有権移転登記が債権者の債権発生後になされたときは、当該売買契約は、詐害行為取消権行使の対象となり得る。</p> <p>☒ × (最判昭55.1.24)</p>
27-12 旧司法試験 平成11年	<p>Q 債務者が行った第三者への不動産の譲渡行為を詐害行為として取り消す場合、譲渡契約が取消債権者の債権成立前に締結されたものであれば、移転登記が債権成立後にされたときであっても、取消権を行使することはできない。</p> <p>☒ ○ (最判昭55.1.24)</p>
27-13 旧司法試験 平成18年	<p>Q 債権者A、資力のない債務者B、受益者Cとして、BがCに対してした財産処分行為がBの一般財産を更に減少させるものである場合、B所有の甲土地について、BC間でCに贈与する贈与契約が締結され、その後AがBに対する金銭債権を取得し、次いでBからCに甲土地の所有権移転登記がなされた場合、AはBC間の甲土地の贈与契約を詐害行為として取り消すことができない。</p> <p>☒ ○ (最判昭55.1.24)</p>

9

👉 詐害行為取消権①－3 (条文・判例別出題状況)

(受益者に対する要件)－最判平10.6.12

27-14 旧司法試験 平成18年	<p>Q 債権者A、資力のない債務者B、受益者Cとして、BがCに対してした財産処分行為がBの一般財産を更に減少させるものである場合、BがDに対して有する甲指名債権について、BC間でCに譲渡する債権譲渡契約が締結され、その後AがBに対する金銭債権を取得し、次いで甲債権の債務者Dが確定日付のある証書により当該債権譲渡を承諾した場合、AはBC間の甲債権の譲渡契約を詐害行為として取り消すことができない。</p> <p>☒ ○ (最判平10.6.12)</p>
-------------------------	---

(転得者に対する要件)－424条の5

27-15 司法書士試験 平成20年	<p>Q 詐害行為の受益者が債権者を害すべき事実について善意であるときは、転得者が悪意であっても、債権者は、転得者に対して詐害行為取消権を行使することができない。</p> <p>☒ ○ (民法424条の5第1号)</p>
27-16 司法試験 平成23年	<p>Q 受益者が債権者を害すべき事実を知らない場合には、転得者がこれを知っていたとしても、債権者は、転得者に対し詐害行為取消権を行使することはできない。</p> <p>☒ ○ (民法424条の5第1号)</p>
27-17 司法書士試験 平成30年	<p>Q 詐害行為の受益者が債権者を害すべき事実について悪意である場合において、転得者が善意であるときは、転得者に対して詐害行為取消権を行使することはできない。</p> <p>☒ ○ (民法424条の5第1号)</p>

10

👉 詐害行為取消権① - 4 (条文・判例別出題状況)

(取消権行使の方法) - 424条の6

27-18
司法試験
平成19年

Q 不動産が債務者から受益者へ、受益者から転渡者へと順次譲渡された場合において、債権者が、債務者の一般財産を回復させるため、受益者を被告として、債務者と受益者との間の譲渡行為を詐害行為として取り消すときは、価格の償還を請求しなければならない。

☞ ○ (民法424条の6第1項前段)

27-19
司法試験
令和2年

Q Aは、その債権者を害することを知りながら、所有する骨董品甲をBに贈与し、その際、Bも甲の贈与がAの債権者を害することを知っていた。Bが、甲の贈与がAの債権者を害することを知っていたDに甲を売却し、引き渡した場合、Cは、Bに対し、AB間の甲の贈与の取消しを請求することができる。

☞ ○ (民法424条の6第1項後段)

(取消権行使の方法) - 424条の8

27-22
行政書士試験
平成25年

Q 詐害行為取消権は、総ての債権者の利益のために債務者の責任財産を保全する目的において行使されるべき権利であるから、債権者が複数存在するときは、取消債権者は、総債権者の総債権額のうち自己が配当により弁済を受けるべき割合額でのみ取り消すことができる。

☞ × (民法424条の8第1項)

27-23
行政書士試験
平成14年

Q 債務者が第三者に金銭を贈与したことにより、自己の債権の満足が得られなくなっただけでなく、他の債権者の債権も害されるようになった場合には、取消債権者は自己の債権額を超えても贈与された金銭の全部につき詐害行為として取り消すことができる。

☞ × (民法424条の8第1項)

(取消権行使の方法) - 424条の7

27-20
司法試験
令和2年

Q Aは、その債権者を害することを知りながら、所有する骨董品甲をBに贈与し、その際、Bも甲の贈与がAの債権者を害することを知っていた。Cが詐害行為取消訴訟を提起する場合、Aを被告としなければならない。

☞ × (民法424条の7第1項)

27-21
司法試験
平成23年

Q 詐害行為取消権を行使するためには、受益者又は転渡者を相手方として訴えを提起すれば足り、債務者を相手方とする必要はない。

☞ ○ (民法424条の7第1項)

(取消権行使の方法) - 424条の9

27-24
行政書士試験
平成25年

Q 詐害行為取消権は、総ての債権者の利益のために債務者の責任財産を保全する目的において行使されるべき権利であるから、取消しに基づいて返還すべき財産が金銭である場合に、取消債権者は受益者に対して直接自己への引渡しを求めることはできない。

☞ × (民法424条の9第1項前段)

11

👉 詐害行為取消権① - 5 (条文・判例別出題状況)

(取消権行使の方法) - 最判昭53.10.5

27-25
司法書士試験
平成20年

Q 不動産の引渡請求権を保全するために債務者から受益者への目的不動産の処分行為を詐害行為として取り消す場合には、債権者は、受益者から債権者への所有権移転登記手続を請求することができる。

☞ × (最判昭53.10.5)

27-26
司法試験
平成19年

Q 不動産の引渡請求権者は、債務者が目的不動産を第三者に対して贈与し、所有権移転登記をして無資力になった場合は、当該贈与契約を詐害行為として取り消すことができ、当該第三者に対し、直接自己への所有権移転登記を求めることができる。

☞ × (最判昭53.10.5)

27-27
旧司法試験
平成11年

Q 不動産の引渡請求権を有する債権者が、債務者による第三者に対する目的不動産の処分行為を詐害行為として取り消す場合において、債務者の協力が得られないときは、当該第三者から直接自己に対する所有権移転登記を求めることができる。

☞ × (最判昭53.10.5)

(取消権行使の方法) - 425条

27-28
司法試験
令和2年

Q Aは、その債権者を害することを知りながら、所有する骨董品甲をBに贈与し、その際、Bも甲の贈与がAの債権者を害することを知っていた。Cによる詐害行為取消請求を認容する確定判決の効力は、Aの全ての債権者に対してもその効力を有する。

☞ ○ (民法425条)

27-29
司法試験
令和2年

Q Aは、その債権者を害することを知りながら、所有する骨董品甲をBに贈与し、その際、Bも甲の贈与がAの債権者を害することを知っていた。Bが、甲の贈与がAの債権者を害することを知っていたDに甲を売却し、引き渡した場合において、CのDに対する詐害行為取消請求を認容する判決が確定したときは、Dは、Bに対し、代金の返還を請求することができる。

☞ × (民法425条反対解釈)

(解法ナビゲーション講座肢別ドリルより抜粋)

12

👉 詐害行為取消権②－1 (まとめ表=使えるツール)

詐害行為取消権の要件 (債務者型・債権者側)

要 I	<p>①債権者を書する行為 (詐害行為) であること 詐害行為とは、債務者の財産が減少し、その結果、債権者に完全な弁済ができなくなることをいう。債務者に対する不当な干渉を避けるため、債務者が無資力であることが必要となる。</p> <p>②債権者を書することを知っていたこと 詐害の事実を知っているとは、債権者を書すること、すなわち、総債権者に対する弁済の資力に不足をきたすことを知っていれば足り、必ずしも特定の債権者を書することを欲している必要はない(最判昭35.4.26)。</p> <p>③財産権を目的とする行為 詐害行為取消権は、債務者の責任財産を保全するものであるから、その対象は、財産権を目的とする行為に限られる(424条2項)。財産権を目的としない行為とは、家族法上の行為で、婚姻、離婚、養子縁組、相続の承認・放棄等がある。</p>
要 II	<p>①被保全債権の存在 詐害行為取消権は、債務者の有する財産(責任財産)に対する強制執行によって、自己の債権の実現を図るための制度であるから、被保全債権は金銭債権であることが必要である。 もともと、判例は、特定物の引渡しを目的とする債権(特定物債権)も究極的には損害賠償債権に変わり得るものであり、債務者の一般財産により担保されなければならないことは、金銭債権と同様であるから、特定物債権を有する者も、目的物の処分により債務者が無資力となった場合には、詐害行為取消権を行使し得るとしている(最大判昭36.7.19)。 なお、詐害行為取消権の場合、債権者代位権と違い、詐害行為取消権を行使する際に、被保全債権の履行期が到来している必要はない。</p> <p>②被保全債権が詐害行為前の原因に基づいて生じたこと 被保全債権は、原則として、詐害行為の前の原因に基づいて生じたものでなければならない(424条3項)。詐害行為後に発生した債権の場合、その行為によって害されたといえないためである。 たとえば、詐害行為前に発生した債権に基づき、詐害行為以後に生じた利息債権、詐害行為前に成立した保証契約に基づき、詐害行為以後に生じた主たる債務者に対する求償権などがある。</p> <p>③強制執行によって実現できること 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、被代位権利を行使することができない(424条4項)。</p>
債務者側の要件	
債権者側の要件	

13

👉 詐害行為取消権②－2 (まとめ表=使えるツール)

詐害行為取消権の要件 (受益者側・転得者側)

要 III	<p>①受益者の主観 受益者がその行為の時ににおいて債権者を書すべき事実を知っていた(悪意)ときに限り、行使することができる(424条1項ただし書)。</p>															
要 IV	<p>①転得者の主観 詐害行為取消権は、 ・転得者が転得の当時、債務者の行為が債権者の行為を書することを知っていたとき、 ・転得者及びその前に転得した全ての転得者が、それぞれの転得の当時、債務者がした行為が債権者を書することを知っていたとき(424条の5、全転得者の悪意)、に行使することができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">受益者の主観</th> <th style="width: 33%;">転得者の主観</th> <th style="width: 33%;">請求内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">悪意</td> <td style="text-align: center;">悪意</td> <td>受益者に対して価格賠償請求、転得者に対して現物返還請求が可能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">悪意</td> <td style="text-align: center;">善意</td> <td>受益者に対して価格賠償請求のみ可能</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">善意</td> <td style="text-align: center;">悪意</td> <td>転得者に対して請求不可</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">善意</td> <td style="text-align: center;">善意</td> <td>転得者に対して請求不可</td> </tr> </tbody> </table>	受益者の主観	転得者の主観	請求内容	悪意	悪意	受益者に対して価格賠償請求、転得者に対して現物返還請求が可能	悪意	善意	受益者に対して価格賠償請求のみ可能	善意	悪意	転得者に対して請求不可	善意	善意	転得者に対して請求不可
受益者の主観	転得者の主観	請求内容														
悪意	悪意	受益者に対して価格賠償請求、転得者に対して現物返還請求が可能														
悪意	善意	受益者に対して価格賠償請求のみ可能														
善意	悪意	転得者に対して請求不可														
善意	善意	転得者に対して請求不可														
受益者側の要件																
転得者側の要件																

14

👉 詐害行為取消権②－3 (まとめ表=使えるツール)

詐害行為の種類 (要件の特則)			
類型	客観的要件	主観的要件	
一般規定 (424条)	債権者を害する行為であること	債権者を害することを知っていたこと	
(要件の特則)	相当対価処分行為 同時交換的行為 (424条の2) 特I	隠匿等の処分をするおそれを現に生じさせるもの	隠匿等の処分をする意思
	担保供与 債務消滅行為 (424条の3第1項) 特II	債務者が支払不能の時に行われたもの	債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもってしたこと
	非義務的偏頗行為 (424条の3第2項) 特III	債務者が支払不能になる前30日以内に行われたもの	債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもってしたこと
	過大な代物弁済等 (424条の4) 特IV	代物弁済等により消滅した債務の額を超えない部分：424条の3第1項が適用される 代物弁済等により、消滅した債務の額を超える部分：424条が適用される	

15

👉 詐害行為取消権②－4 (まとめ表=使えるツール)

判例	財産権を目的とする行為 (要件I③関係)
	<p>① 遺産分割協議は、相続の開始によって共同相続人の共有となった相続財産について、その全部又は一部を、各相続人の単独所有とし、又は新たな共有関係に移行させることによって、相続財産の帰属を確定させるものであり、その性質上、財産権を目的とする法律行為にあたる(最判平11.6.11)。</p> <p>② 相続の放棄のような身分行為については、民法424条の詐害行為取消権行使の対象とならないと解するのが相当である。なんとなれば、右取消権行使の対象となる行為は、積極的に債務者の財産を減少させる行為であることを要し、消極的にその増加を妨げるにすぎないものを包含しないものと解するところ、相続の放棄は、相続人の意思からいっても、また法律上の効果からいっても、これを既得財産を積極的に減少させる行為というよりはむしろ消極的にその増加を妨げる行為にすぎないとみるのが、妥当である(最判昭49.9.20)。</p> <p>③ 離婚による財産分与は、当然には詐害行為取消権行使の対象とはならないが、それが民法768条3項の規定の趣旨に反してその額が不当に過大であり、財産分与に仮託してされた財産処分であると認めるに足りるような特段の事情があるときは、不当に過大な部分について、その限度において詐害行為取消権行使の対象となる(大判大9.12.24)(最判平12.3.9)</p> <p>④ 目的物が不動産のように不可分な場合には、債権額を超えて全部につき取り消すことができ、現物の返還が認められる(最判昭30.10.11)。</p>
判例	被保全債権が詐害行為前の原因に基づいて生じたこと (要件II②関係)
	<p>① 不動産の譲渡行為が取消債権者の債権成立前になされた場合には、その登記が右債権成立後に移転されたときであっても、右債権者は取消権を行使することができない(最判昭55.1.24)。</p> <p>② 債務者が自己の第三者に対する債権を譲渡した場合において、債務者がこれについてした確定日付のある債権譲渡の通知は、単にその時から初めて債権の移転を債務者その他の第三者に対抗し得る効果を生じさせるにすぎず、譲渡通知の時に右債権移転行為がされたこととなったり、債権移転の効果が生じたりするわけではないため、詐害行為取消権行使の対象とならない(最判平10.6.12)</p>

16

👉 詐害行為取消権② - 5 (まとめ表=使えるツール)

行使		取消権行使の方法
行使方法	詐害行為取消権は、債権者代位権とは異なり、必ず裁判上で行使しなければならない。	
請求の内容	<p>①受益者を被告とする場合 債権者は、受益者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、その行為によって受益者に移転した財産の返還を請求することができる。受益者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる(424条の6第1項)。</p> <p>②転得者を被告とする場合 債権者は、転得者に対する詐害行為取消請求において、債務者がした行為の取消しとともに、転得者が転得した財産の返還を請求することができる。転得者がその財産の返還をすることが困難であるときは、債権者は、その価額の償還を請求することができる(424条の6第2項)。</p>	
行使の相手方	取消訴訟の被告は、受益者または転得者である(424条の7第1項)。債務者に被告資格はない。	
訴訟告知	債権者は、詐害行為取消請求に係る訴えを提起したときは、遅滞なく、債務者に対し、訴訟告知をしなければならない(424条の7第2項)。	
行使の範囲	債権者は、詐害行為取消請求をする場合において、債務者がした行為の目的が可分であるときは、自己の債権の額の限度においてのみ、その行為の取消しを請求することができる(424条の8第1項)。これに対して、目的物が不動産のように不可分な場合には、債権額を超えて全部につき取り消すことができ、現物の返還が認められる(最判昭30.10.11)。	
債権者への支払い・引渡し	<p>債権者は、受益者または転得者に対して財産の返還を請求する場合において、その返還の請求が金銭の支払または動産の引渡しを求めるものであるときは、受益者に対してその支払または引渡しを、転得者に対してその引渡しを、自己に對してすることを求めることができる(424条の9第1項前段、2項)。</p> <p>その結果、相手方から金銭を受領した取消債権者は、債務者への返還義務と自己の債権との相殺により、実質的に、優先弁済を受けることができる。</p> <p>もっとも、目的物が不動産の場合、取消債権者は、特定物債権者であっても、受益者に対し、直接自己に所有権移転登記を求めることはできない(最判昭53.10.5)</p>	

17

👉 詐害行為取消権② - 6 (まとめ表=使えるツール)

効果		詐害行為取消権の効果
認容判決の効果	詐害行為取消請求を認容する確定判決は、債務者及びその全ての債権者に対してもその効力を有する(425条)。	
受益者の権利	<p>①財産の処分が詐害行為として取り消された場合 債務者がした財産の処分に関する行為(債務の消滅に関する行為を除く。)が取り消されたときは、受益者は、債務者に対し、その財産を取得するためにした反対給付の返還を請求することができる。債務者がその反対給付の返還をすることが困難であるときは、受益者は、その価額の償還を請求することができる(425条の2)。</p> <p>②債務の消滅に関する行為が詐害行為として取り消された場合 債務者がした債務の消滅に関する行為が取り消された場合(第424条の4の規定により取り消された場合を除く。)において、受益者が債務者から受けた給付を返還し、またはその価額を償還したときは、受益者の債務者に対する債権は、これによって原状に復する(425条の3)。</p>	
転得者の権利	<p>①財産の処分が詐害行為として取り消された場合 債務者がした財産の処分が転得者との関係で詐害行為とされて取り消された場合において、転得者が前者から取得した財産を返還し、またはその価額を償還したときは、転得者は、受益者が当該財産を返還し、またはその価額を償還したとすれば債務者に対して行使することのできた権利(反対給付の現物返還)を、行使することができる(425条の4第1号)。</p> <p>この場合の権利の行使は、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付又はその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする(同条柱書ただし書)。</p> <p>②債務の消滅に関する行為が詐害行為として取り消された場合 債務者がした弁済その他の債務の消滅に関する行為が転得者との関係で詐害行為とされて取り消された場合において、転得者が前者から取得した財産を返還し、またはその価額を償還したときは、転得者は、受益者が当該財産を返還し、またはその価額を償還したとすれば回復したであろう債務者に対する債権を、行使することができる(425条の4第2号)。</p> <p>この場合の権利の行使は、その転得者がその前者から財産を取得するためにした反対給付またはその前者から財産を取得することによって消滅した債権の価額を限度とする(同条柱書ただし書)。</p>	

(重要ポイントノートより抜粋、一部加筆)

18

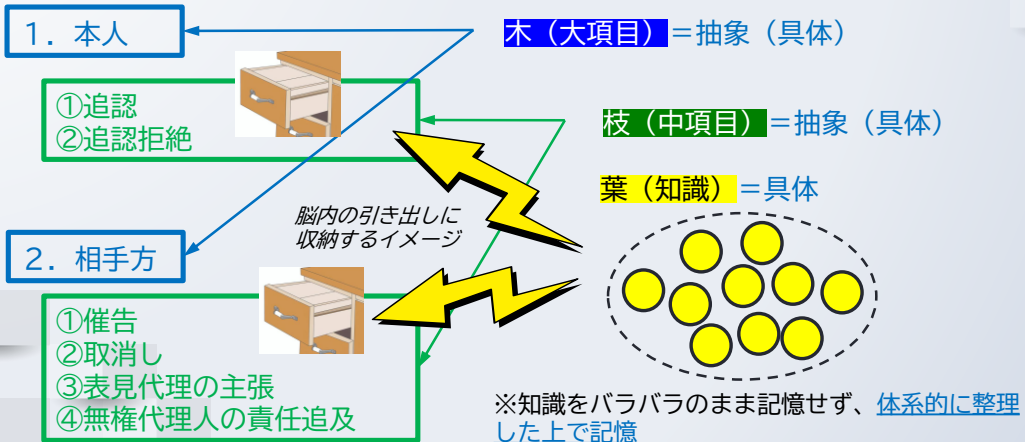
☞ 記憶法 (フレームワーク手法を活用した記憶術)

個々の知識が体系上どこに位置づくのかを整理した上で記憶 (森⇒木⇒枝⇒葉の順で記憶していくイメージ)

(具体例)

森 (論点) = 抽象

無権代理行為が行われた場合の本人、相手方が採りうる手段



19

☞ 詐害行為取消権③ - 1 (変換不要型【問題編】)

<令和5年司法試験問題>

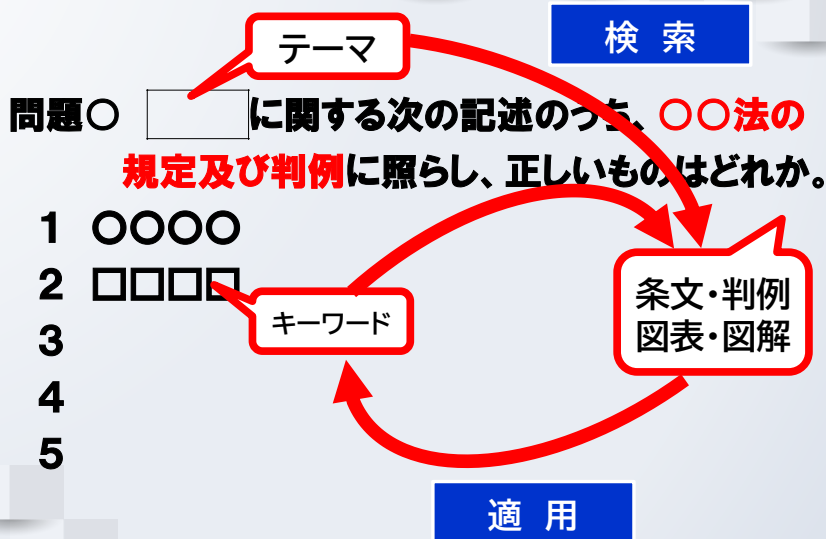
第18問 AがBとの間の売買契約に基づきBに対して2000万円の売買代金債権を有している。この場合における詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述において、Bは、無資力であり、各行為が債権者を害することを知っていたものとする。

- ア. 支払不能の状態にあるBは、Cに対する債務を弁済した。この場合、Aを害する意図がCにあったとしても、Bとの通謀がなければ、Aは、当該弁済について詐害行為取消請求をすることができない。
- イ. Bは、Dに対する500万円の借入金債務について、Bが所有する2000万円相当の土地をもってDに代物弁済した。この場合において、当該代物弁済が債権者を害することをDが知っていたときは、Aは、Dに対し、当該代物弁済のうち500万円に相当する部分以外の部分について詐害行為取消請求をすることができる。
- ウ. Bは、Aとの間で売買契約を締結する前に、Eに対する債権をFに譲渡していたものの、その譲渡についての確定日付のある証書によるEへの通知は、Aの売買代金債権の発生後にされた。この場合、Aは、当該通知について詐害行為取消請求をすることができる。
- エ. AとBとの間で、売買代金債権について強制執行をしない旨の合意が成立していた。この場合、Bがその所有する土地をGに贈与し、当該贈与が債権者を害することをGが知っていたとしても、Aは、当該贈与について詐害行為取消請求をすることができない。
- オ. Bがその所有する動産甲をHに贈与し、更にHが甲をIに贈与し、それぞれ引渡しが行われた。この場合において、Aは、Iに対する詐害行為取消請求において財産返還を請求することができるときは、Hに対する詐害行為取消請求において価額償還を請求することができない。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

20

☞ 択一式思考プロセス（（記銘）⇒検索⇒適用）



21

☞ 詐害行為取消権③－2（変換不要型【解説編】）

<令和5年司法試験問題>

第18問 AがBとの間の売買契約に基づきBに対して2000万円の売買代金債権を有している。この場合における詐害行為取消権に関する次のアからオまでの各記述のうち、判例の趣旨に照らし誤っているものを組み合わせたものは、後記1から5までのうちどれか。なお、各記述において、Bは、無資力であり、各行為が債権者を害するを知っていたものとする。

- ア. 支払不能の状態にあるBは、Cに対する債務を弁済した。この場合、Aを害する意図がCにあったとしても、Bとの通謀がなければ、Aは、当該弁済について詐害行為取消請求をすることができない。（特I）
- イ. Bは、Dに対する500万円の借入金債務について、Bが所有する2000万円相当の土地をもってDに代物弁済した。この場合において、当該代物弁済が債権者を害することをDが知っていたときは、Aは、Dに対し、当該代物弁済のうち500万円に相当する部分以外の部分について詐害行為取消請求をすることができる。（特II）
- ウ. Bは、Aとの間で売買契約を締結する前に、Eに対する債権をFに譲渡していたものの、その譲渡についての確定日付のある証書によるEへの通知は、Aの売買代金債権の発生後にされた。この場合、Aは、当該通知について詐害行為取消請求をすることができる。（要件II②関係判例②）
- エ. AとBとの間で、売買代金債権について強制執行をしない旨の合意が成立していた。この場合、Bがその所有する土地をGに贈与し、当該贈与が債権者を害することをGが知っていたとしても、Aは、当該贈与について詐害行為取消請求をすることができない。（要件③、不執行の合意）
- オ. Bがその所有する動産甲をHに贈与し、更にHが甲をIに贈与し、それぞれ引渡しが行われた。この場合において、Aは、Iに対する詐害行為取消請求において財産返還を請求することができるときは、Hに対する詐害行為取消請求において価額償還を請求することができない。（要件IV）

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウオ 5. エオ

22

☞ 詐害行為取消権③－3 (変換不要型【解説編】)

<合格者の思考プロセス>

I. 問題処理力 (正確性・迅速性)

- 表示されたテーマから (法律構成を行い、) 関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く
- ⇒ 各肢の末尾に注目すると、**詐害行為取消請求**をすることができるか否かを解答する問題、すなわち、**法律要件に関する問題であることがわかる**ので、要件に関する図表 (②－1～4) の中から関連する知識を検索する。

(ワンポイント)

- 肢ア・イは改正論点であり難易度が高いので、**肢ウから検討する方が良い**。肢ウが正しくないと判断できた段階で、検討すべきは肢イ・オに絞られる。続いて問題文が短い方の肢オを検討し、正しくないと判断できることから、「4」を選択する
- 詐害行為取消権は改正債権法により判例法理が明文化されるなど、きめ細かく条文が整備された関係で複雑化したので、**どの論点を問われているか最初に検討すること**

<解答> 「4」

23

☞ 詐害行為取消権④－1 (変換型・テーマ検出【問題編】)

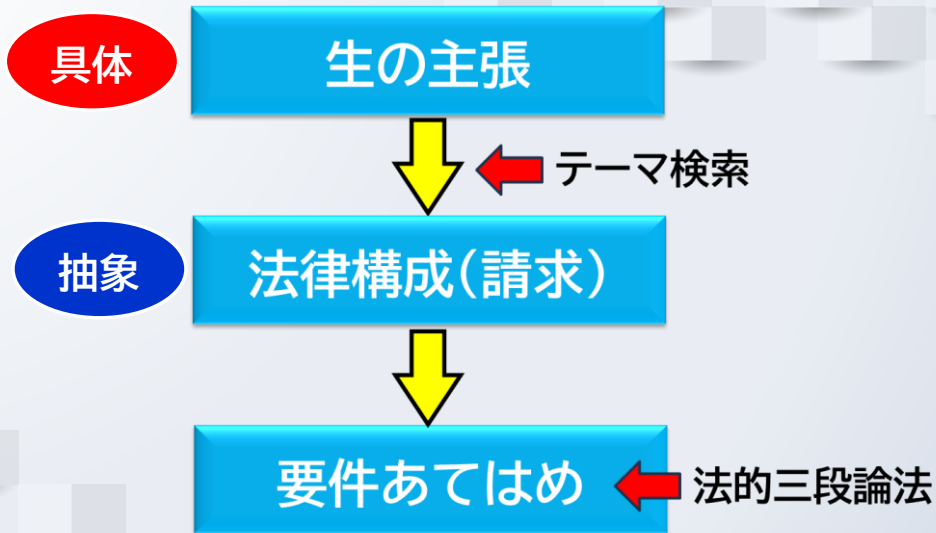
<令和5年司法試験問題第18問肢ア(改題)>

問 Bは、Aとの間で金銭を借り入れる契約を締結しており、Bは100万円の借入金債務を負っている。また、Bは、Cとの間でも金銭を借り入れる契約を締結しており、Bは100万円の借入金債務(以下、「本件債務」という)を負っている。その後、Bは、Cに対し、自己の唯一の資産である銀行預金100万円を本件債務の弁済に充てたが、それはAへの支払が不能になることを認識した上で行われたものであった。その結果、Bは無資力となってしまい、その後資力が回復することもなかった。

このような状況で、Aは、詐害行為取消訴訟を提起したいと考えているが、誰を被告として、どのような場合に詐害行為取消訴訟を提起することができるか。40字程度で記述しなさい。なお、記述に当たっては、文末を「・・・の場合」とすること。

24

記述式解法プロセス（3段階モデル）



25

詐害行為取消権④－２（変換型・テーマ検出【解説編】）

<令和5年司法試験問題第18問肢ア（改題）>

問 Bは、Aとの間で金銭を借り入れる契約を締結しており、Bは100万円の借入金債務を負っている。また、Bは、Cとの間でも金銭を借り入れる契約を締結しており、Bは100万円の借入金債務（以下、「本件債務」という）を負っている。その後、Bは、Cに対し、自己の唯一の資産である銀行預金100万円を本件債務の弁済に充てたが、それはAへの支払が不能になることを認識した上で行われたものであった。その結果、Bは無資力となってしまい、その後資力が回復することもなかった。

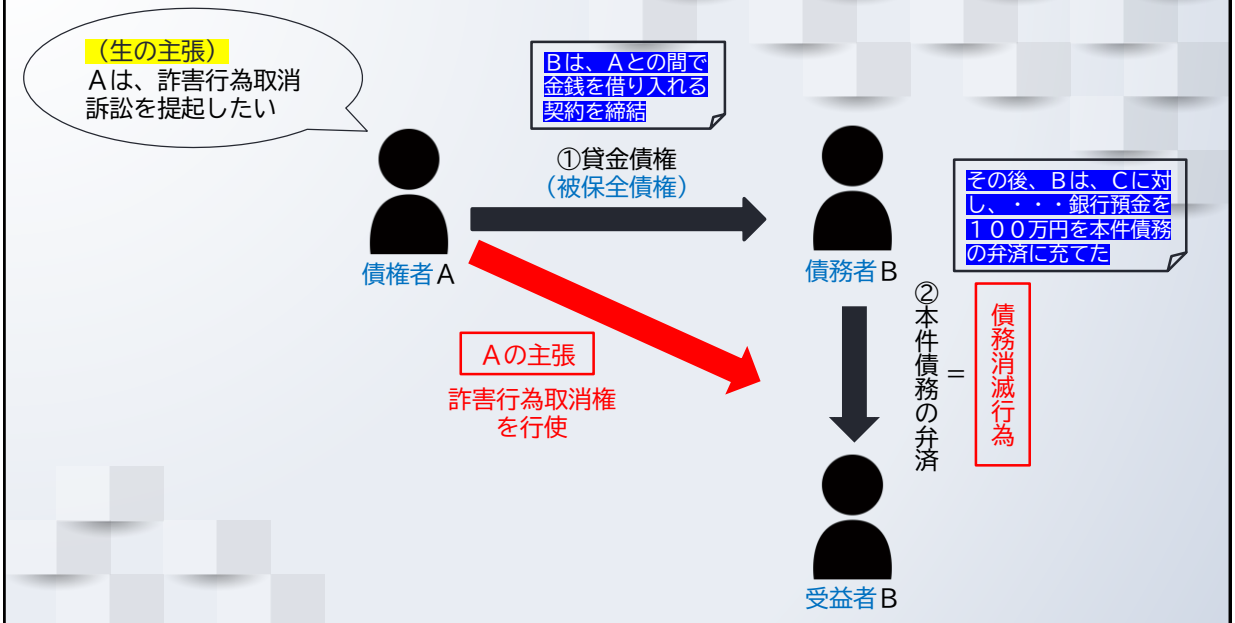
このような状況で、Aは、詐害行為取消訴訟を提起したいと考えているが、誰を被告として、どのような場合に詐害行為取消訴訟を提起することができるか。40字程度で記述しなさい。なお、記述に当たっては、文末を「・・・の場合」とすること。



20

26

🔍 詐害行為取消権④－3 (変換型・テーマ検出【解説編】)



27

🔍 詐害行為取消権④－4 (変換型・テーマ検出【解説編】)

<合格者の思考プロセス>

I. 具体⇒抽象の変換力・テーマ検索力

- テーマ候補から迅速かつ正確に本問に適したテーマを絞り込んで法律構成を行う
⇒ 本問ではテーマとして詐害取消権の行使（詐害取消訴訟）が明示されているので、あとは特則も含めて法律要件を検討する。

(本問のポイント)

本問では、「Bは、Cに対し、自己の唯一の資産である銀行預金100万円を本件債務の弁済に充てた」「Aへの支払が不能になることを認識した上で行われた」などの事実を手掛かりとして、まとめ表②－3「詐害行為の類型」の内、**債務消滅行為 (特Ⅱ)**であると判断できたかがポイント！

28

🔑 詐害行為取消権④－5 (変換型・テーマ検出【解説編】)

II. 問題処理力 (正確性・迅速性)

- 表示されたテーマから (法律構成を行い、) 関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く
- ⇒ 「詐害行為取消権」成立の可否について、脳内の記憶を想起 (あの図表ね!) し、各要件に問題文の事実を当てはめる。

<債務者側の要件>

- ①債権者を害する行為 (詐害行為) であること
⇒ 特別 (客観的要件) 「Aへの支払が不能になることを認識した上で行われた」
- ×②債権者を害することを知っていたこと
⇒ 特別 (主観的要件) 「債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもっていたこと」は、問題文からは当該事実を読み取れない
- ③財産権を目的とする行為
⇒ 「銀行預金100万円を本件債務の弁済に充てた」

24

29

🔑 詐害行為取消権④－6 (変換型・テーマ検出【解説編】)

<債権者側の要件>

- ①被保全債権の存在
⇒ 「Bは、Aとの間で金銭を借り入れる契約を締結」
- ②被保全債権が詐害行為前の原因に基づいて生じたこと
⇒ 「その後 (= Aは、Bとの間で甲絵画を売却する契約を締結後)、Bは、・・・銀行預金100万円を本件債務の弁済に充てた」
- ③強制執行によって実現できること
⇒ 売主Aの買主Bに対する 売買代金債権は強制執行により実現可能

<受益者側の要件>

- ×①受益者の主観
⇒ 特別 (主観的要件) 「債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもっていたこと」は、問題文からは当該事実を読み取れない



Aが詐害行為取消訴訟を提起するには、「債務者Bと受益者Cとが通謀して他の債権者Aを害する意図をもっていたこと」の要件を充足する必要

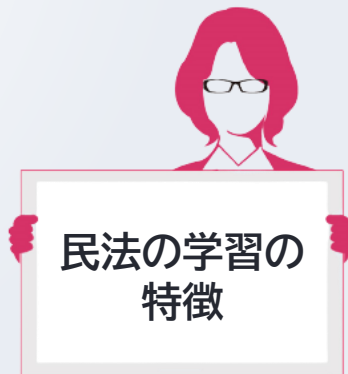
30

🔍 詐害行為取消権④－7 (変換型・テーマ検出【解説編】)

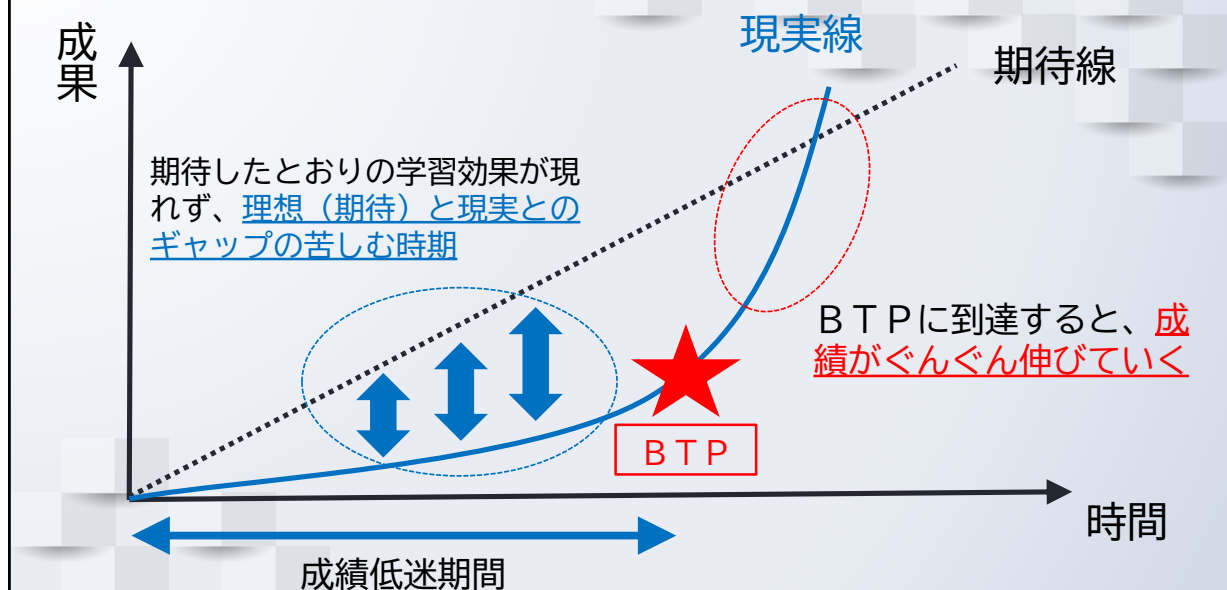
- 表示されたテーマから（法律構成を行い、）関係する諸法令の要件・効果に当てはめて解答を導く
- ⇒ 「詐害行為取消訴訟」の相手方について、脳内の記憶を想起（あの図表ね!）し、問題文に当てはめると、本問では**受益者Cを被告**とする。（まとめ表②－5「行使の相手方」）

<解答例>

Cを被告として、BとCが通謀してAを害する意図をもって本件債務の弁済が行われた場合（41字）



ブレークスルーポイント (breakthrough Point、BTP) とは



33

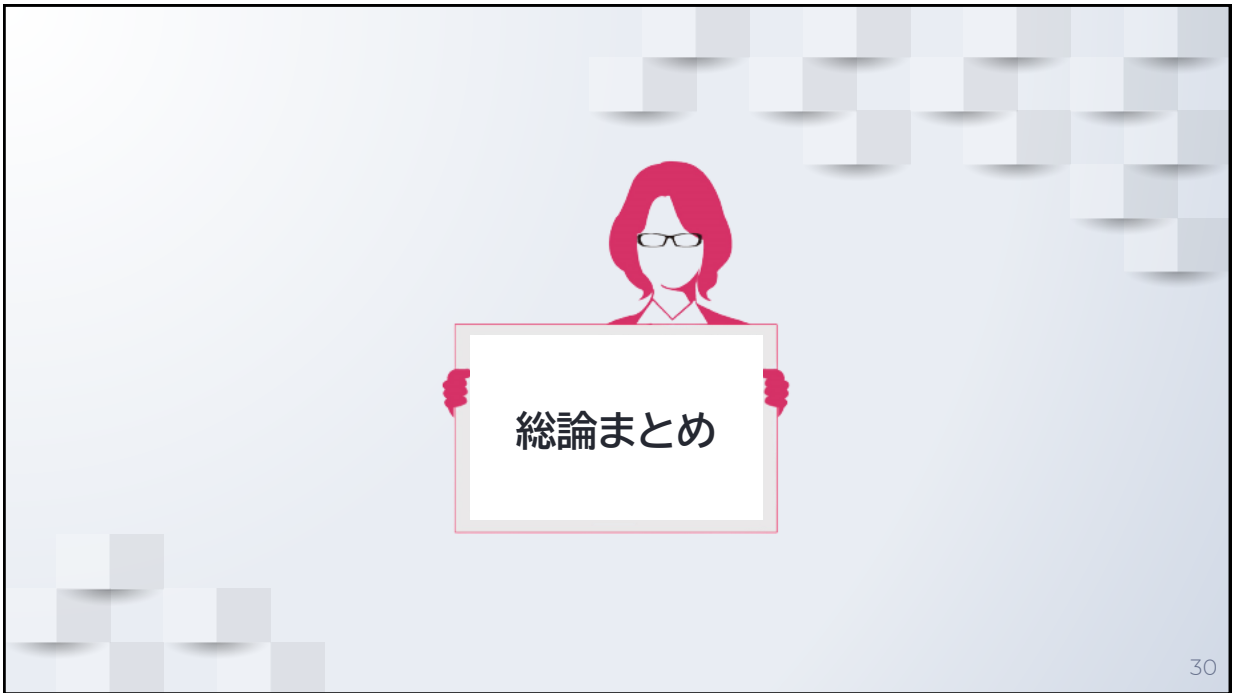
BTPを踏まえた民法学習の特徴

(BTPの意義・対策)

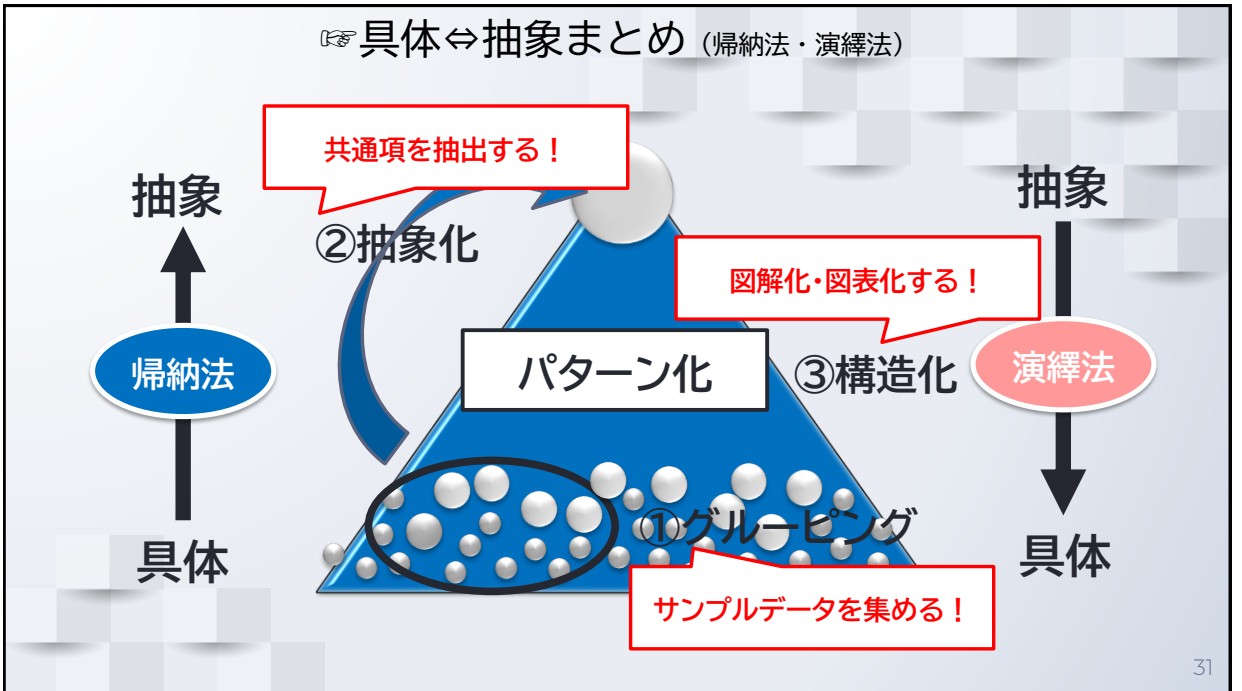
- BTPの到来まで辛抱して学習を継続することができるかが合否の分かれ目と言っても過言ではない
- 成績低迷期間は受験生によって個人差があるので、他の受験生の成績が伸びているからと言って、同時期に自分の成績も伸びるとは限らない（受験生によっては試験日の前日や当日に訪れることも・・・）
- 民法は条文数や判例も多く、全体を学習し終わるまで成績は伸びていかない傾向（＝パンデクテン方式の宿命）
⇒ 1つの分野、論点に立ち止まらないこと！

➡ 成績低迷期間に辛抱強く勉強を継続し、最後まであきらめずに踏みとどまることができるかがポイント

34



35



36

👉 具体⇔抽象をもっと学ぶには・・・(その①)

リーダース式 解法ナビゲーション講座

待望の憲法と商法も実施!

約 3,000 肢の肢別ドリルで過去問の穴をカバーし、
出題パターンと解法パターンを徹底マスターしながら、
キーワード反応で問題がサクサク解けるようになる!

Web 講座説明会
解法ナビゲーション
講座の効果的活用法



講座仕様

回数・時間

全 28 回 (1 回 2 時間)

- ① 民法 10 回
- ② 憲法 4 回
- ③ 行政法 10 回
- ④ 商法 4 回

教材

- ① 解法ナビゲーション
肢別ドリル集
- ② 重要ポイントノート
- ③ 図解カード集



講座ガイダンス動画を配信中!

32

37

👉 具体⇔抽象をもっと学ぶには・・・(その②)

リーダース式 パーフェクト過去問徹底攻略講座

クロスレファレンス学習で
過去問の解き方もマスターして
過去問を本試験で使える知識にする!

Web 講座説明会

パーフェクト過去問徹底攻略
講座の効果的活用法



講座仕様

回数・回数

全 60 時間
民法 24 時間
憲法 9 時間
行政法 21 時間
商法 6 時間

教材

- ① 2024 年版パーフェクト過去
問集
- ② 重要ポイントノート
- ③ 図解カード集



民法①を配信中!

38